

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書  
【提出先】 関東財務局長殿  
【提出日】 2020年5月29日提出  
【計算期間】 第1特定期間(自 2019年6月26日至 2020年3月7日)  
【ファンド名】 N E X T F U N D S ブルームバーグ・バークレイズ米国投資適格社債  
( 1 - 10 年 ) インデックス ( 為替ヘッジあり ) 連動型上場投信  
【発行者名】 野村アセットマネジメント株式会社  
【代表者の役職氏名】 C E O 兼代表取締役社長 中川 順子  
【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号  
【事務連絡者氏名】 松井 秀仁  
【連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号  
【電話番号】 03-3241-9511  
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

米国投資適格社債1-10年インデックススマザーファンド受益証券および米ドル建ての投資適格社債を主要投資対象とし、「ブルームバーグ・パークレイズ米国投資適格社債(1-10年)インデックス(円ヘッジ・円ベース)」(「対象指数」といいます。)に連動する投資成果(基準価額の変動率が対象指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。)を目指します。

ブルームバーグ・パークレイズ米国投資適格社債(1-10年)インデックス(円ヘッジ・円ベース)とは、残存年数が1年から10年の米ドル建て投資適格社債市場のパフォーマンスをあらわすインデックス(為替ヘッジを行なう円ベースのインデックス)です。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ファンドの受益権は、金融商品取引所において時価により株式と同様に売買することができます。

#### 信託金の限度額

ファンドの信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

受益権を上場します。

いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は10口以上10口単位です。

手数料は申込みの取扱い第一種金融商品取引業者等が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱い第一種金融商品取引業者等へお問い合わせください。

追加設定は一定口数以上の申込みでないと行なうことはできません。

対象指数に連動する投資成果という目的の支障とならないようにするために、追加設定をポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。

一定口数以上の受益権を有する投資家は、信託契約の一部解約の実行を請求することができます。

基準価額と取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、取引所での円滑な価格形成が行なわれることを期待するものです。

収益分配金の支払いは、名義登録によって受益者を確定する方法で行なわれます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

( NEXT FUNDS ブルームバーグ・バークレイズ米国投資適格社債 (1-10年) インデックス (為替ヘッジあり) 連動型上場投信 )

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型  追加型	国 内	株 式	MMF	
		債 券		インデックス型
	海 外  内 外	不動産投信	MRF	
		その他資産 ( )		特殊型
		資産複合	ETF	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回  年4回	日本  北米			日経225
不動産投信	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)	
その他資産 ( )	年12回 (毎月)	アジア			TOPIX
資産複合 (債券 一般、その他資産(投資信託証券(債券 一般)) 資産配分固定型 資産配分変更型	日々  その他 ( )	オセアニア  中南米  アフリカ  中近東 (中東)	ファンド・オブ・ファンズ  エマージング	なし	その他 (ブルームバーグ バークレイズ米国 投資適格社債(1- 10年)インデック ス)

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（資産複合）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

#### <商品分類表定義>

##### [ 単位型投信・追加型投信の区分 ]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### [ 投資対象地域による区分 ]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [ 投資対象資産による区分 ]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [ 独立した区分 ]

- (1) MMF(マネー・マネジメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

##### [ 補足分類 ]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### <属性区分表定義>

##### [ 投資対象資産による属性区分 ]

###### 株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

###### 債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各國の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをい

う。

(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもののをいう。

(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

#### [ 決算頻度による属性区分 ]

(1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

#### [ 投資対象地域による属性区分(重複使用可能) ]

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [ 投資形態による属性区分 ]

(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### [ 為替ヘッジによる属性区分 ]

(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### [ インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分 ]

(1)日経225

(2)TOPIX

(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

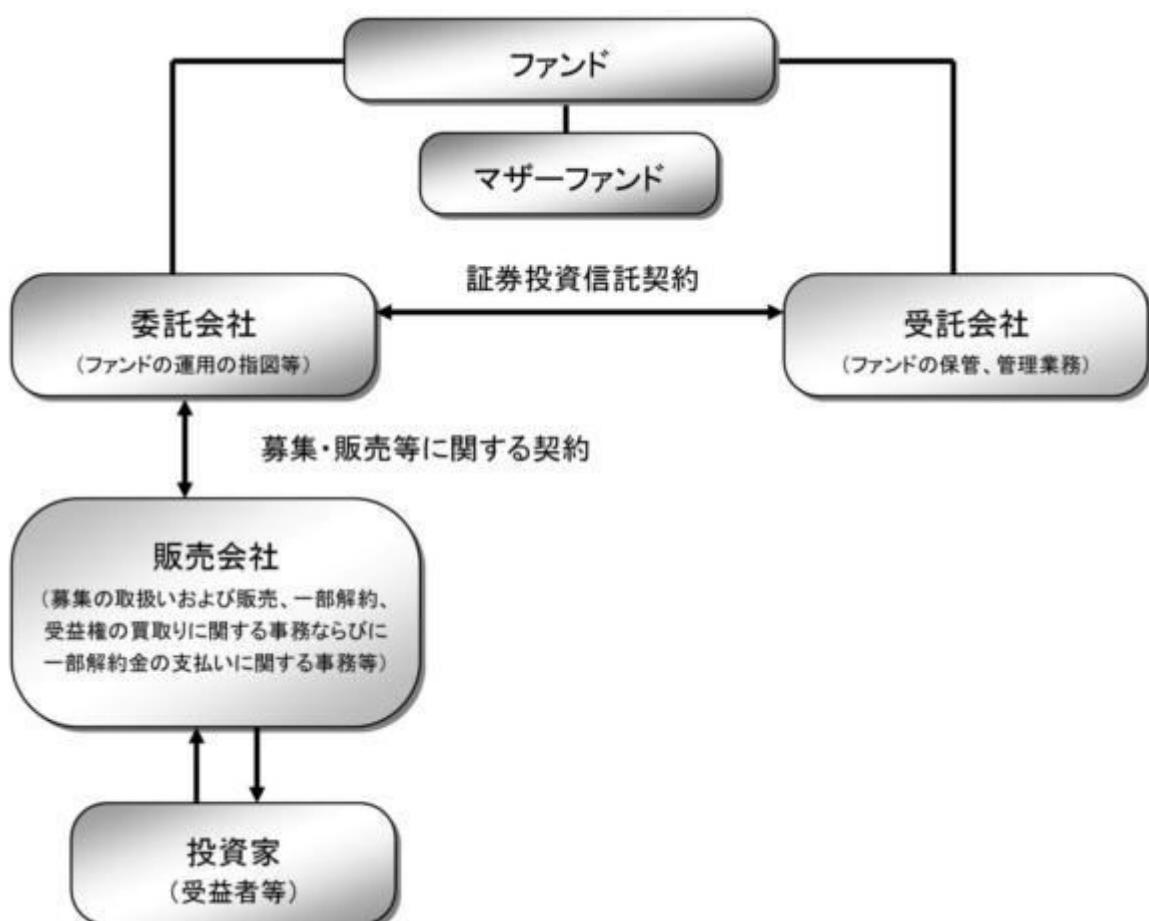
[ 特殊型 ]

- (1) プル・ペア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

( 2 ) 【ファンドの沿革】

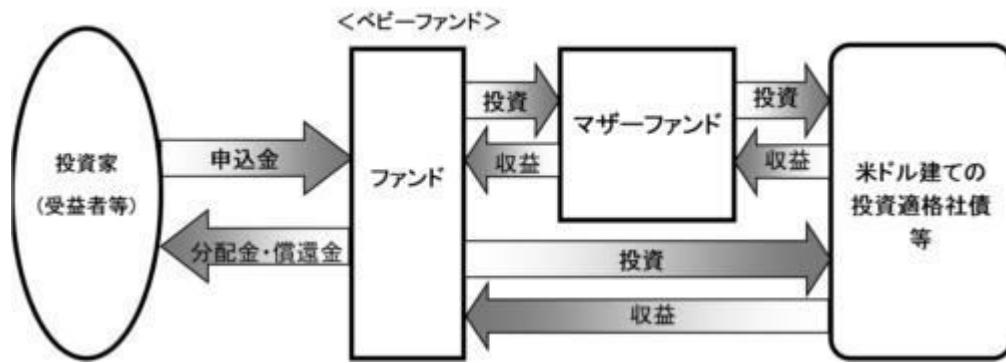
2019年6月26日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始  
2019年6月28日 受益権を東京証券取引所へ上場

( 3 ) 【ファンドの仕組み】



《ファミリーファンドについて》

ファンドはファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



ファンド	NEXT FUNDS ブルームバーグ・パークレイズ米国投資適格社債(1-10年)インデックス(為替ヘッジあり)連動型上場投信
マザーファンド (親投資信託)	米国投資適格社債1-10年インデックススマザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

#### 委託会社の概況(2020年4月末現在)

- ・名称  
野村アセットマネジメント株式会社
- ・本店の所在の場所  
東京都中央区日本橋一丁目12番1号
- ・資本金の額  
17,180百万円
- ・会社の沿革
 

1959年12月1日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
1997年10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000年11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
- ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

マザーファンド受益証券および米ドル建ての投資適格社債を主要投資対象とし、対象指数に連動する投資成果を目指します。

運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンド受益証券の投資比率を決定します。

対象指数に連動する投資成果を目指すため、補完的に、債券先物取引等の買建ておよび上場投資信託証券（ETF）の組入れを行なうことができます。また、対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### 指標の著作権等について

ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します）の商標およびサービスマークです。バークレイズは、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシー（以下関係会社と合わせて「バークレイズ」と総称します）の商標およびサービスマークです。ブルームバーグまたはバークレイズを含むブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。ブルームバーグならびにバークレイズのいずれも野村アセットマネジメント株の関係会社ではなく、NEXT FUNDS ブルームバーグ・バークレイズ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信（以下「当ETF」といいます。）を承認、保証、調査、推奨するものではありません。ブルームバーグならびにバークレイズのいずれも、ブルームバーグ・バークレイズ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（円ヘッジ・円ベース）（以下「当インデックス」といいます。）に関連するいかなるデータおよび情報の適時性、正確性および完全性について保証するものではなく、また野村アセットマネジメント株、当ETFへの投資家、およびその他の第三者に対して、当インデックスならびにこれに関連するいかなるデータの利用ならびに正確性について責任を負いません。

## （2）【投資対象】

マザーファンド受益証券および米ドル建ての投資適格社債を主要投資対象とします。なお、債券先物取引等のデリバティブ取引、外国為替予約取引および上場投資信託証券を利用することができます。

#### 投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)

投資制限 、 、 および 」に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまた

はこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

#### 有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である米国投資適格社債1-10年インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券、株主割当または社債権者割当等により取得した株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国の者の発行する証券または証書で、第4号の証券または証書もしくは株券または新株引受権証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
10. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第8号の証券または証書の性質を有するもの
11. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
12. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
13. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
14. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
16. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第14号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
17. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書ならびに第9号、第10号および第14号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券、第9号の証

券または証書のうち第4号の証券または証書の性質を有するものならびに第10号および第14号の証券または証書のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第11号および第12号の証券ならびに第14号の証券または証書のうち第11号および第12号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記「有価証券の指図範囲等」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものを除きます。）に表示されるべきものを除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファードセキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記第9号に定める証券または証書を除きます。なお、上記第9号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記各号以外のもの

#### その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. クレジットデリバティブ取引
4. 金利先渡取引<sup>1</sup>
5. 為替先渡取引<sup>2</sup>

1 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引といいます。

2 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた

額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

## (参考)マザーファンドの概要

### （米国投資適格社債1-10年インデックスマザーファンド）

#### 運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、ブルームバーグ・バークレイズ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

米ドル建ての投資適格社債および上場投資信託証券を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

米ドル建ての投資適格社債および上場投資信託証券を主要投資対象とし、ブルームバーグ・バークレイズ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、米国国債に投資する場合があります。

ブルームバーグ・バークレイズ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。また、効率的な運用を行なうため、上場投資信託証券（ETF）を活用する場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換したもの、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したもの、および社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

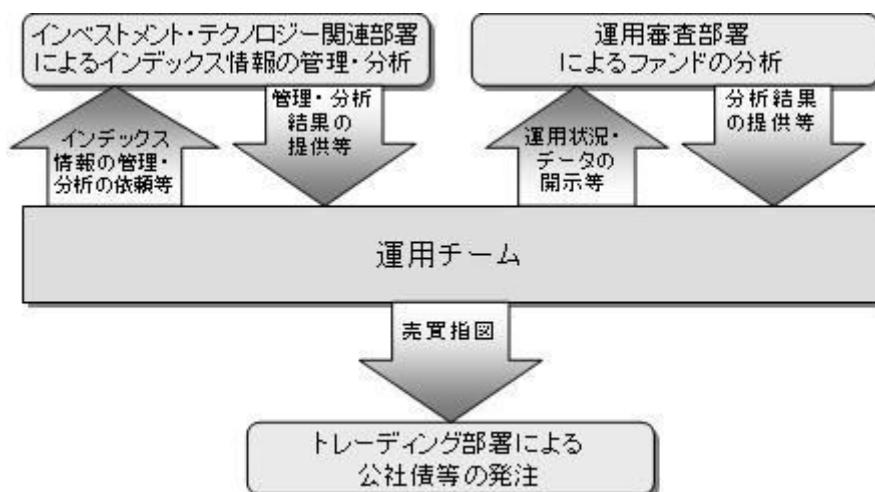
投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### （3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

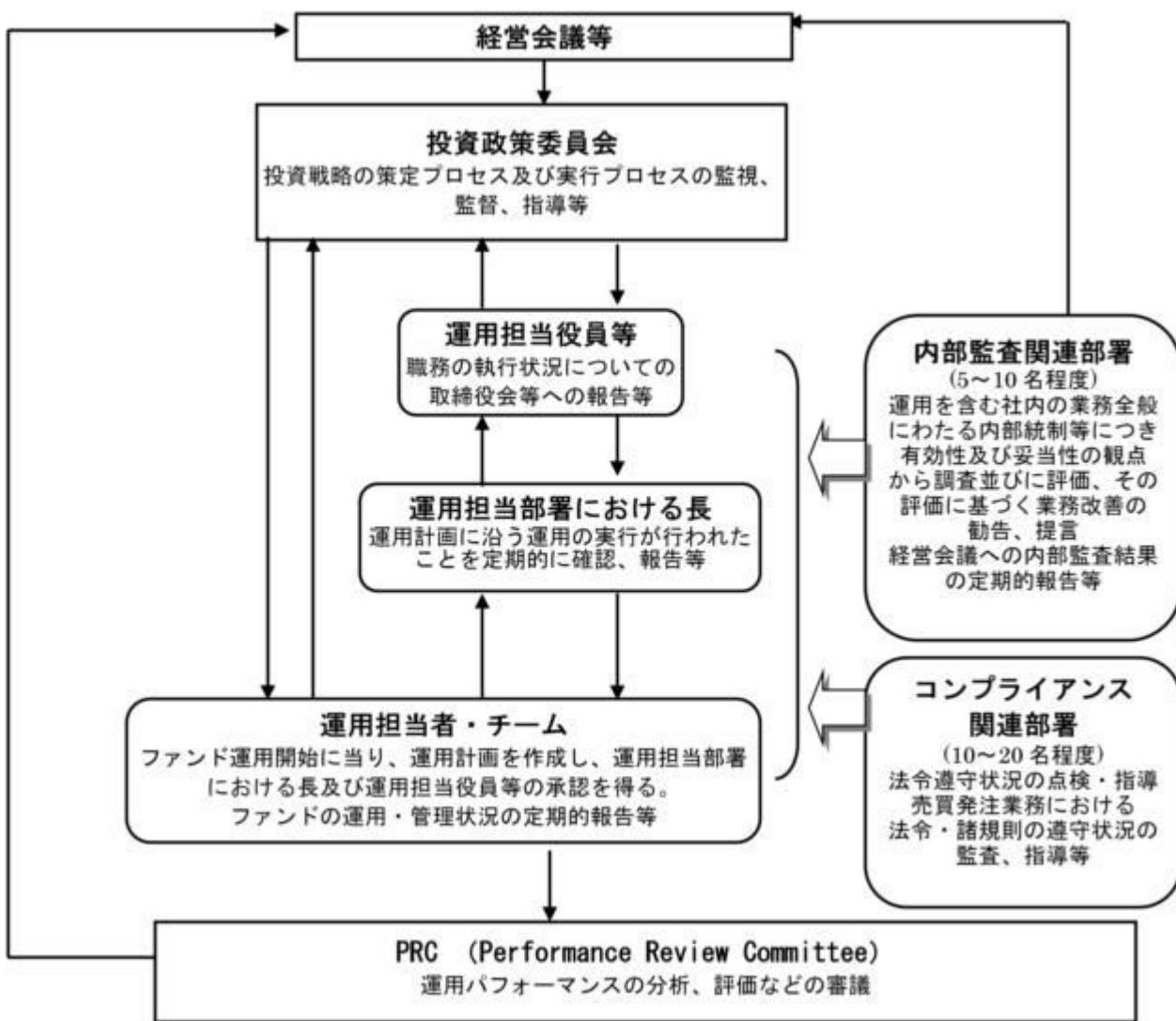


運用体制はマザーファンドを含め記載されています。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りで

す。



#### 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

#### （4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

信託財産から生ずる配当等収益 から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。

「配当等収益」には、受取利息およびその他の収益金を含みます。

売買益が生じても、分配は行ないません。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

\* 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## ( 5 ) 【投資制限】

### 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限 (信託約款)

- ・ 株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換したもの、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を使用したもの、および社債権者割当等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### 投資する株式の範囲(信託約款)

- ( ) 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ( ) 上記( )の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

### 先物取引等の運用指図(信託約款)

- ( ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。な

お、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ( )委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうこととの指図をすることができます。
- ( )委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうこととの指図をすることができます。
- ( )上記( )の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( )委託者は、上記( )の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### スワップ取引の運用指図(信託約款)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指數等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうこととの指図をすることができます。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### クレジットデリバティブ取引の運用指図(信託約款)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イ、同条第22項第6号イに掲げるものおよび外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引をいいます。以下同じ。）を行なうこととの指図をすることができます。
- ( )クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項第6号イに掲げるものに限ります。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( )委託者は、クレジットデリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公

社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ( )上記( )各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### 公社債の借入れ(信託約款)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ( )上記( )の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ( )信託財産の一部解約等の事由により、上記( )の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ( )上記( )の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( )金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( )委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 資金の借入れ(信託約款)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ( )借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### 3 【投資リスク】

#### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### [ 債券価格変動リスク ]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

#### [ 為替変動リスク ]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### 対象指数と基準価額の主な乖離要因

ファンドは、基準価額が対象指数の動きと連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

ファンドにおける個別銘柄の組入比率と同指数構成銘柄の構成比率に差異があること

ポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買価格と対象指数における評価価格に価格差が生じる場合があること

追加設定・一部解約等による資金の流出入のタイミングと、当該資金の流出入に伴い実際に個別銘柄等を売買するタイミングが一致しない場合があること

ファンドの保有銘柄の評価価格が、同指数における評価価格と一致しない場合があること

利用する先物取引は同指数を対象とする先物取引とは異なる場合があり、また、同指数を対象とする先物取引を利用した場合においても、先物価格と同指数との間に乖離が生じること

信託報酬等のコスト負担があること

\* 対象指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

\* 上記記載は、マザーファンドを通じて投資する場合を含みます。

#### その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行にな

る可能性があります。

ファンドの基準価額と対象指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象指数との連動または上回ることを保証するものではありません。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、ベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。

ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

ファンドは、当初設定日より3年を経過した日以降に、受益権の口数が20営業日連続して100万口を下回った場合、上場廃止のうえ信託終了となりますのでご留意ください。

## 委託会社におけるリスクマネジメント体制

### リスク管理関連の委員会

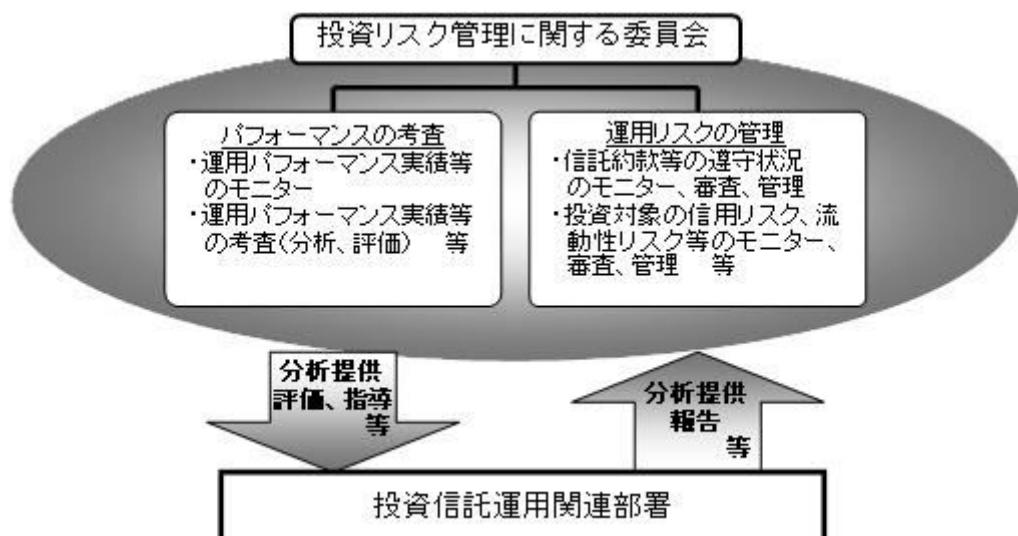
#### パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

#### 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

### リスク管理体制図

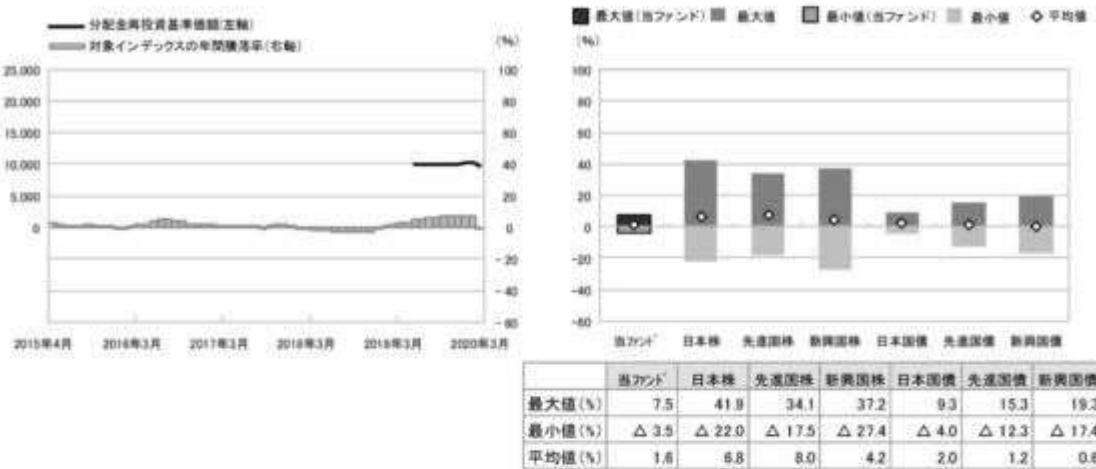


投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

## リスクの定量的比較

(2015年4月末～2020年3月末：月次)

## （ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移）　（ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較）



- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。当初元本(100口あたり)を10,000として指数化し、設定日の属する月より表示しております。
- \* 年間騰落率は、2015年4月から2020年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。なお、運用期間が1年未満であるため、対象インデックスの騰落率を表示しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2015年4月から2020年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。

## &lt;代表的な資産クラスの指標&gt;

- 日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国债：NOMURA-BPI国债
- 先進国債：FTSE世界国债インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

## ■代表的な資産クラスの指標の著作権等について■

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(㈱東京証券取引所)の知的財産であり、指標の算出、指數値の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は発売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)…MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国债…NOMURA-BPI国债の知的財産権は、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国债の正確性、完全性、優れ性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国债を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国债インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)…FTSE世界国债インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国债の総合収益率を各市場の持続統一で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)…「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指標」とよびます)についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関する何らかの商品の価値や取扱を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられていますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は適切なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットマークを行ったりすることがあります。また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJP Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)、「指標スパンサー」は、指標に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保証または発売促進を行いません。証券成りは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指標に運動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スパンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スパンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに關する義務または法的責任を負いません。指標は信頼できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スパンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スパンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASD、NYSE、SPPCの会員です。JP MorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSL, J.P. Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

販売基準価額（取得申込日の翌営業日の基準価額に100.10%以内（2020年5月29日現在100.10%）の率を乗じて得た価額）に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

購入時手数料は、ファンドの購入に関する事務手続き等の対価として、購入時に頂戴するものです。

## （2）【換金（解約）手数料】

販売会社は、受益者が一部解約の実行の請求をするとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

また、受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

換金時手数料は、ファンドの換金に関する事務手続き等の対価として、換金時に頂戴するものです。

## （3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。

1.信託財産の純資産総額に年0.297%（税抜年0.27%）以内で委託会社が定める率（2020年5月29日現在年0.297%（税抜年0.27%））（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、その配分については以下の通り（税抜）とします。

<委託会社>	<受託会社>
年0.25%	年0.02%

\* 上記配分は、2020年5月29日現在の信託報酬率における配分です。

2.信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の44%（税抜40%）以内の額から、当該貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用を控除した額とし、その配分については、委託会社は80%、受託会社は20%とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

\* 投資対象とする投資信託証券において上場投資信託証券に投資する場合は、上記の信託報酬に加え、投資する上場投資信託証券に関連する費用がかかります。

### 支払先の役務の内容

<委託会社>	<受託会社>

ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
--	-----------------------------

## (4) 【その他の手数料等】

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、受益権の上場に係る費用および対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。なお、信託財産中から支払わない金額については、委託者の負担となり、委託者が受領する信託報酬中から支払います。

## &lt;商標使用料&gt;

2020年5月29日現在、対象指数に係る商標使用料は以下の通りです。

純資産総額に対し、年0.02%以下の率を乗じて得た額とします。

## &lt;上場に係る費用&gt;

2020年5月29日現在、受益権の上場に係る費用は以下の通りです。

- ・追加上場料：追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825% (税抜0.0075%)。
- ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825% (税抜0.0075%)。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

販売基準価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に100.10%以内(2020年5月29日現在100.10%)の率を乗じた価額となります。したがって、購入時には、基準価額に0.10%以内(2020年5月29日現在0.10%)の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、購入する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.10%以内(2020年5月29日現在0.10%)の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るために、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

\*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

## ( 5 ) 【課税上の取扱い】

### 個人の受益者に対する課税

#### 収益分配金の受取時

分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

#### 受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

売却時、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

売却時、換金(解約)時および償還時の価額から取得費(買付・申込手数料(税込)を含む)及び譲渡費用を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

#### 損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 <sup>(注2)</sup>	《配当所得》
・ <u>特定公社債</u> <sup>(注1)</sup> の利子 ・ <u>公募公社債投資信託</u> の収益分配金	特定公社債、 <u>公募公社債投資信託</u> 、上場株式、 <u>公募株式投資信託</u> の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・ <u>公募株式投資信託</u> の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

#### \* 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### 法人の受益者に対する課税

#### 収益分配金の受取時

分配金については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

#### 受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

法人の投資家については、受益権の売却時、換金(解約)時および償還時における源泉徴収はありません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2020年3月末現在）が変更になる場合があります。

なお、上記のほか、日本の非居住者である受益者には、日本以外の国における税金が課せられる場合があります。

## 5 【運用状況】

以下は2020年3月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### ( 1 ) 【投資状況】

NEXT FUNDS ブルームバーグ・パークレイズ米国投資適格社債（1 - 10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	201,590,704	101.07
現金・預金・その他資産（負債控除後）		2,148,708	1.07
合計（純資産総額）		199,441,996	100.00

（参考）米国投資適格社債 1 - 10 年インデックススマザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（%）
社債券	アメリカ	1,435,890,550	95.04
現金・預金・その他資産（負債控除後）		74,825,065	4.95
合計（純資産総額）		1,510,715,615	100.00

### ( 2 ) 【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

NEXT FUNDS ブルームバーグ・パークレイズ米国投資適格社債（1 - 10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	米国投資適格社債 1 - 10 年インデックスマザーファンド	185,166,441	1.1310	209,429,201	1.0887	201,590,704	101.07

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	101.07
合 計	101.07

(参考)米国投資適格社債 1 - 10 年インデックスマザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	社債券	BARCLAYS PLC	200,000	11,267.93	22,535,864	11,015.15	22,030,309	4.61	2023/2/15	1.45
2	アメリカ	社債券	LLOYDS BANK PLC	200,000	10,957.71	21,915,437	10,893.48	21,786,961	3.3	2021/5/7	1.44
3	アメリカ	社債券	COMCAST CORP	100,000	11,605.30	11,605,305	11,614.19	11,614,196	3.7	2024/4/15	0.76
4	アメリカ	社債券	AMERICAN EXPRESS CO	100,000	11,198.28	11,198,281	11,442.77	11,442,773	3.4	2024/2/22	0.75
5	アメリカ	社債券	MORGAN STANLEY	100,000	10,918.86	10,918,865	11,410.99	11,410,993	3.625	2027/1/20	0.75
6	アメリカ	社債券	IBM CORP	100,000	11,000.21	11,000,210	11,342.06	11,342,069	3	2024/5/15	0.75
7	アメリカ	社債券	BANK OF AMERICA CORP	100,000	11,368.92	11,368,926	11,237.84	11,237,842	3.458	2025/3/15	0.74
8	アメリカ	社債券	US BANCORP	100,000	10,959.50	10,959,500	11,201.93	11,201,933	3	2022/3/15	0.74
9	アメリカ	社債券	GOLDMAN SACHS GROUP INC	100,000	10,941.49	10,941,496	11,177.85	11,177,852	3.85	2027/1/26	0.73
10	アメリカ	社債券	WELLS FARGO & COMPANY	100,000	10,891.05	10,891,051	11,046.18	11,046,185	3.584	2028/5/22	0.73
11	アメリカ	社債券	HSBC USA INC	100,000	10,987.01	10,987,019	10,963.24	10,963,241	3.5	2024/6/23	0.72
12	アメリカ	社債券	ORACLE CORP	100,000	10,681.74	10,681,747	10,949.98	10,949,984	1.9	2021/9/15	0.72
13	アメリカ	社債券	SUMITOMO MITSUI FINL GRP	100,000	10,848.54	10,848,548	10,875.93	10,875,938	2.846	2022/1/11	0.71
14	アメリカ	社債券	MORGAN STANLEY	100,000	10,800.49	10,800,490	10,869.16	10,869,167	2.5	2021/4/21	0.71
15	アメリカ	社債券	COOPERATIEVE RABOBANK UA	100,000	10,622.72	10,622,727	10,569.57	10,569,570	1.875	2021/7/19	0.69
16	アメリカ	社債券	BANK OF AMERICA CORP	100,000	11,275.11	11,275,115	10,558.23	10,558,232	2.496	2031/2/13	0.69
17	アメリカ	社債券	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	90,000	11,162.65	10,046,392	11,112.43	10,001,189	2.9	2024/7/26	0.66
18	アメリカ	社債券	INTL LEASE FINANCE CORP	100,000	11,790.24	11,790,248	9,892.55	9,892,550	5.875	2022/8/15	0.65
19	アメリカ	社債券	ENERGY TRANSFER	100,000	11,346.28	11,346,289	9,623.38	9,623,383	4.25	2023/3/15	0.63
20	アメリカ	社債券	BP CAPITAL MARKETS PLC	80,000	11,065.99	8,852,794	11,224.97	8,979,978	3.506	2025/3/17	0.59
21	アメリカ	社債券	APPLE INC	70,000	10,766.63	7,536,644	11,689.54	8,182,682	3	2027/11/13	0.54
22	アメリカ	社債券	BANK OF AMERICA CORP	70,000	11,238.19	7,866,738	11,421.83	7,995,284	3.875	2025/8/1	0.52
23	アメリカ	社債券	JPMORGAN CHASE & CO	70,000	11,159.17	7,811,421	11,397.08	7,977,958	3.875	2024/9/10	0.52
24	アメリカ	社債券	CITIGROUP INC	70,000	11,208.62	7,846,035	11,382.76	7,967,938	4.044	2024/6/1	0.52
25	アメリカ	社債券	PNC FINANCIAL SERVICES	70,000	11,225.39	7,857,779	11,348.57	7,944,005	3.9	2024/4/29	0.52

26	アメリカ	社債券	GLAXOSMITHKLINE CAPITAL	70,000	11,228.05	7,859,638	11,334.58	7,934,211	3	2024/6/1	0.52
27	アメリカ	社債券	AT&T INC	70,000	10,864.33	7,605,037	11,184.18	7,828,932	3.4	2025/5/15	0.51
28	アメリカ	社債券	CITIGROUP INC	70,000	10,667.54	7,467,284	11,133.16	7,793,214	3.2	2026/10/21	0.51
29	アメリカ	社債券	CAPITAL ONE FINANCIAL CO	70,000	10,897.46	7,628,225	10,778.20	7,544,746	3.05	2022/3/9	0.49
30	アメリカ	社債券	VERIZON COMMUNICATIONS	60,000	11,469.06	6,881,441	12,042.60	7,225,560	4.125	2027/3/16	0.47

### 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
社債券	95.04
合 計	95.04

### 【投資不動産物件】

NEXT FUNDS ブルームバーグ・パークレイズ米国投資適格社債(1 - 10年)インデックス(為替ヘッジあり)連動型上場投信

該当事項はありません。

(参考)米国投資適格社債1 - 10年インデックススマザーファンド

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

NEXT FUNDS ブルームバーグ・パークレイズ米国投資適格社債(1 - 10年)インデックス(為替ヘッジあり)連動型上場投信

該当事項はありません。

(参考)米国投資適格社債1 - 10年インデックススマザーファンド

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

NEXT FUNDS ブルームバーグ・パークレイズ米国投資適格社債(1 - 10年)インデックス(為替ヘッジあり)連動型上場投信

2020年3月末日及び同日前1年以内における各月末(設定来)並びに下記特定期間末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所 取引価格(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第1特定期間	(2020年 3月 7日)	183	184	1,019.5800	1,026.1800	1,024
	2019年 6月末日	99		994.6300		1,009
	7月末日	119		994.6400		1,001
	8月末日	121		1,008.7500		1,010
	9月末日	130		1,004.8200		
	10月末日	130		1,005.0600		1,007
	11月末日	130		1,007.2700		1,018
	12月末日	139		998.4500		999
	2020年 1月末日	161		1,008.7500		1,010
	2月末日	182		1,014.3500		1,020
	3月末日	199		949.7200		954

決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

#### 【分配の推移】

NEXT FUNDS ブルームバーグ・バークレイズ米国投資適格社債(1 - 10年)インデックス(為替ヘッジあり)連動型上場投信

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2019年 6月26日 ~ 2020年 3月 7日	17.3000円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

#### 【収益率の推移】

NEXT FUNDS ブルームバーグ・バークレイズ米国投資適格社債(1 - 10年)インデックス(為替ヘッジあり)連動型上場投信

	計算期間	収益率
第1特定期間	2019年 6月26日 ~ 2020年 3月 7日	3.7%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

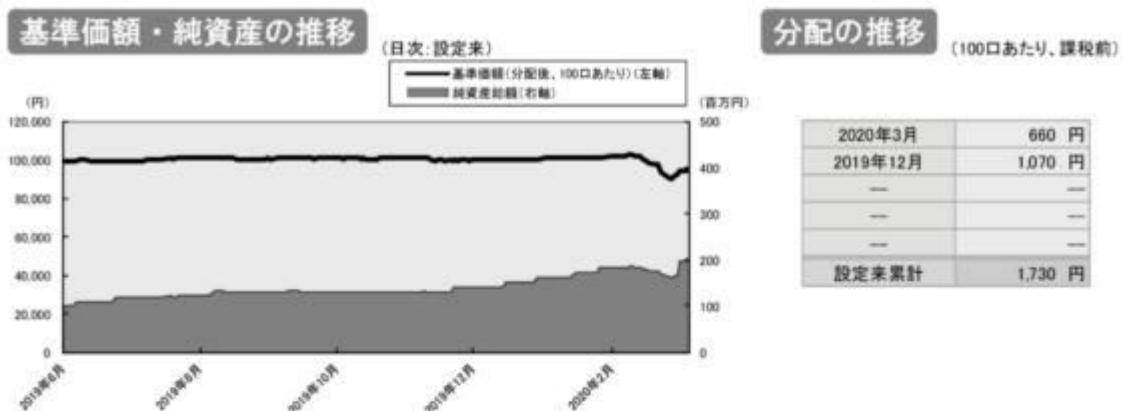
NEXT FUNDS ブルームバーグ・パークレイズ米国投資適格社債（1 - 10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2019年 6月26日 ~ 2020年 3月 7日	180,000		180,000

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報

## 運用実績 (2020年3月31日現在)



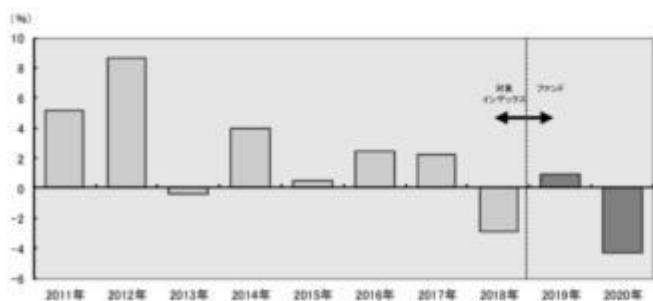
### 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	BARCLAYS PLC	社債券	1.5
2	LLOYDS BANK PLC	社債券	1.5
3	COMCAST CORP	社債券	0.8
4	AMERICAN EXPRESS CO	社債券	0.8
5	MORGAN STANLEY	社債券	0.8
6	IBM CORP	社債券	0.8
7	BANK OF AMERICA CORP	社債券	0.7
8	US BANCORP	社債券	0.7
9	GOLDMAN SACHS GROUP INC	社債券	0.7
10	WELLS FARGO & COMPANY	社債券	0.7

### 年間收益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2011年から2018年は対象インデックスの年間收益率。
- ・2019年は設定日(2019年6月26日)から年末までのファンドの收益率。
- ・2020年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの收益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。

取得申込みの受け付けについては、取得申込日の午後3時30分までに委託者に追加設定の連絡をして受理されたものを当日の申込みとします。

なお、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第3号に掲げるものを除きます。）における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受け付けを行なうことができます。

1. 取得申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日
2. 取得申込日当日が、ファンドの決算日の5営業日前から起算して4営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、ファンドの決算日の6営業日前から起算して5営業日以内）
3. 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

「別に定める海外の休日」とは、下記の条件のいずれかに該当する日をいいます。

- ・ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は1万口以上1万口単位とします。

受益権の販売価額は、販売基準価額とします。

取得申込日において当日申込み分の取得申込口数と一部解約申込口数との差が、当該申込みを受付ける前の残存口数（前営業日までの申込み分で、信託財産に未計上の口数を含みます。）を超えることとなる場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額)の支払いと引き換えに、当該口座に

当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。受託者は、追加信託金を受入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

## 2 【換金（解約）手続等】

### (a) 信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、一定口数 の受益権をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、一部解約の実行の請求日の午後3時30分までに委託者に解約の連絡をして受理されたものを、一部解約の申込みとして取扱います。

1万口以上1万口単位

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の一部解約の実行の請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第4号に掲げるものを除きます。）における受益権の一部解約の実行の請求については、当該請求の受付けを行なうことができます。

1. 解約申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日
2. 解約申込日当日が、ファンドの決算日の5営業日前から起算して4営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、ファンドの決算日の6営業日前から起算して5営業日以内）
3. 解約申込日当日が、ファンドの決算日から起算して最大40日以内
4. 前各号のほか、委託者が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

委託者は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。

換金価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口解約には制限を設ける場合があります。

解約代金は、一部解約の実行の請求日から起算して、原則として6営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合

には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行なわれた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に一部解約の実行の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

#### (b) 受益権と信託財産に属する有価証券との交換

受益者は、信託期間中において、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換を請求することはできません。

#### (c) 受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の3営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

受益権の買取価額は、買取申込みを受けた日の翌営業日の基準価額とします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受けた受益権の買取りを取り消すことができます。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受けたものとして、信託約款の規定に準じて計算されたものとします。

上記(a)、(b)及び(c)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### <基準価額の計算方法>

基準価額とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当たりの価額で表示されます。

純資産総額とは、資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た金額の合計額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> における以下のいずれかの価額で評価します。 <sup>2</sup> 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) 價格情報会社の提供する価額

外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。
-------	-----------------------------------

- 1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
- 2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社  
サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)  
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時  
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

#### <追加信託金>

- ( )追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に100.10%以内の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ( )追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

#### <受益権と一部解約金の計理処理>

信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。

#### (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

無期限とします(2019年6月26日設定)。

#### (4)【計算期間】

毎年3月8日から6月7日まで、6月8日から9月7日まで、9月8日から12月7日まで、および12月8日から翌年3月7日までとします。

なお、最終計算期間の終了日は、この信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

##### (a)ファンドの繰上償還条項

- ( )委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ( )委託者は、当初設定日より3年を経過した日以後において、受益権の口数が20営業日連続して100万口を下回った場合、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させま

す。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。

#### (b)信託期間の終了

- ( )委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項( )」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ( )上記( )の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ( )上記( )の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ( )上記( )から( )までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ( )委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ( )委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(c)信託契約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (c)信託契約款の変更等

- ( )委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託契約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ( )委託者は、上記( )の事項（上記( )の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ( )上記( )の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ( )上記( )の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ( )書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ( )上記( )から( )までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ( )上記( )から( )の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### (d)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (e)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了( )」または「(c)信託約款の変更等( )」に規定する書面に付記します。

#### (f)金融商品取引所への上場

委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。）に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

#### (g)信託財産の登記等および記載等の留保等

- ( )信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。
- ( )上記( )ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ( )信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ( )動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

#### (h)有価証券の売却等の指図

委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(i) 再投資の指図

委託者は、親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(j) 受託者による資金の立替え

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(k) 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

また、委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(l) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

( ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(c)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

( ) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(m) 受益権の分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託者は、信託契約締結日の受益権については当初設定口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(n) 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(o) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

(p) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

(q) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を毎年3月、9月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提

出します。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### 収益分配金に対する請求権および名義登録

###### 収益分配金の支払い

( a ) 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。

受益者は、原則として上記の登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して行なうものとします。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴収することができるものとします。ただし、証券金融会社等は上記の登録を受託者に対して直接に行なうことができます。

名義登録の手続きは、以下の通りとします。

( ) 受益権は、会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。

( ) 会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる上記( )の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託者が定める事項を書面等により受託者に届出るものとします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者からの申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。

( ) 会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記( )の受益者の振替機関の定める事項を（当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて）振替機間に報告するとともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとします。

上記に規定する収益分配金の支払いは、原則として毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日に、上記に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者があらかじめ預金口座を指定していない場合は、当該名義登録受益者に対する収益分配金の支払いの開始が遅れる場合がありますので、ご留意ください。

また、上記の方式のほか、名義登録受益者が当該会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約を締結している場合は、収益分配金は当該契約にしたがい支払われるものとします。

詳しくは、当該会員にお問い合わせください。

( b ) 受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、委託者に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

###### 収益分配金請求権の失効

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

###### 償還金に対する請求権

### 償還金の支払い

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して、受託者または上記の会員等から支払います。

受託者は、支払開始日から10年経過した後に、償還金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、販売会社または委託者に償還金および一部解約金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

### 償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

### 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 挿金(解約)手続等」をご参照下さい。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2019年6月26日から2020年3月7日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

### 1【財務諸表】

**【N E X T F U N D S ブルームバーグ・パークレイズ米国投資適格社債（1 - 10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信】**

**( 1 ) 【貸借対照表】**

( 単位 : 円 )

当期  
(2020年 3月 7日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	580,261
親投資信託受益証券	179,659,201
派生商品評価勘定	3,310,062
未収入金	1,300,000
流動資産合計	<u>184,849,524</u>
資産合計	<u>184,849,524</u>
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	1,188,000
未払受託者報酬	8,505
未払委託者報酬	106,270
その他未払費用	22,088
流動負債合計	<u>1,324,863</u>
負債合計	<u>1,324,863</u>
純資産の部	
元本等	
元本	180,000,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,524,661
（分配準備積立金）	47
元本等合計	<u>183,524,661</u>
純資産合計	<u>183,524,661</u>
負債純資産合計	<u>184,849,524</u>

( 2 ) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

当期  
自 2019年 6月26日  
至 2020年 3月 7日

<b>営業収益</b>	
有価証券売買等損益	6,349,201
為替差損益	386,523
<b>営業収益合計</b>	<b>6,735,724</b>
<b>営業費用</b>	
支払利息	324
受託者報酬	20,696
委託者報酬	258,441
その他費用	582,202
<b>営業費用合計</b>	<b>861,663</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>5,874,061</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>5,874,061</b>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>5,874,061</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	-
<b>期首剩余金又は期首次損金( )</b>	<b>-</b>
剩余金増加額又は欠損金減少額	229,600
<b>当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少     額</b>	<b>229,600</b>
剩余金減少額又は欠損金増加額	-
<b>分配金</b>	<b>2,579,000</b>
<b>期末剩余金又は期末欠損金( )</b>	<b>3,524,661</b>

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2019年 6月26日から2020年 3月 7日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

当期 2020年 3月 7日現在	
1. 特定期間の末日における受益権の総数	180,000口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (100口当たり純資産額)	1,019.58円 (101,958円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

当期 自 2019年 6月26日 至 2020年 3月 7日		
1. 分配金の計算過程 2019年 6月26日から2019年12月 7日まで		
項目	A	288円
当期配当等収益額	B	2,129,809円
親ファンドの配当等収益額	C	0円
分配準備積立金	D=A+B+C	2,129,521円
配当等収益合計額	E	731,000円
経費		

収益分配可能額	F=D-E	1,398,521円
収益分配金	G	1,391,000円
次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	7,521円
口数	I	130,000口
100口当たり分配金	J=G/I × 100	1,070円

2019年12月 8日から2020年 3月 7日まで

項目		
当期配当等収益額	A	36円
親ファンドの配当等収益額	B	1,310,901円
分配準備積立金	C	7,521円
配当等収益合計額	D=A+B+C	1,318,386円
経費	E	130,339円
収益分配可能額	F=D-E	1,188,047円
収益分配金	G	1,188,000円
次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	47円
口数	I	180,000口
100口当たり分配金	J=G/I × 100	660円

## 2. その他費用

その他費用のうち561,397円は、上場に係る費用であります。

## 3. 追加情報

2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

## (金融商品に関する注記)

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当期 自 2019年 6月26日 至 2020年 3月 7日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用してあります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。

#### 市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

#### 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

#### 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

## (2)金融商品の時価等に関する事項

当期 2020年 3月 7日現在
<b>1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額</b>
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
<b>2 . 時価の算定方法</b>
親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

当期 自 2019年 6月26日 至 2020年 3月 7日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。

## (その他の注記)

### 1 元本の移動

当期 自 2019年 6月26日 至 2020年 3月 7日
期首元本額 - 円
期中追加設定元本額 180,000,000円
期中一部解約元本額 0円

### 2 有価証券関係

#### 売買目的有価証券

種類	当期
	自 2019年 6月26日 至 2020年 3月 7日
損益に含まれた評価差額（円）	
親投資信託受益証券	1,371,323
合計	1,371,323

### 3 デリバティブ取引関係

#### デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	当期(2020年 3月 7日現在)		
	契約額等（円）	時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超	
市場取引以外の取引			
為替予約取引			
売建	182,317,632	-	179,007,570 3,310,062
米ドル	182,317,632	-	179,007,570 3,310,062
合計	182,317,632	-	179,007,570 3,310,062

(注) 時価の算定方法

#### 1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式(2020年3月7日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2020年3月7日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	米国投資適格社債 1 - 10 年インデックスマザーファンド	157,623,444	179,659,201	
		銘柄数 : 1	157,623,444	179,659,201	
	小計	組入時価比率 : 97.9%		100.0%	
合計				179,659,201	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

(参考)

当ファンドは「米国投資適格社債 1 - 10 年インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。  
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

米国投資適格社債 1 - 10 年インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2020年 3月 7日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	27,063,750
コール・ローン	5,784,397
社債券	1,551,566,861
未収利息	11,612,882
前払費用	1,029,805
流動資産合計	1,597,057,695
資産合計	1,597,057,695
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,300,000
未払利息	8
流動負債合計	1,300,008
負債合計	1,300,008
純資産の部	
元本等	
元本	1,400,033,365

(2020年 3月 7日現在)

剩余金	
期末剩余金又は期末欠損金( )	195,724,322
元本等合計	1,595,757,687
純資産合計	1,595,757,687
負債純資産合計	1,597,057,695

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

(貸借対照表に関する注記)

2020年 3月 7日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1398円
(10,000口当たり純資産額)	(11,398円)

(金融商品に関する注記)

## (1) 金融商品の状況に関する事項

自 2019年 6月26日 至 2020年 3月 7日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。

#### 市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

#### 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

#### 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

## (2)金融商品の時価等に関する事項

2020年 3月 7日現在	
1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 . 時価の算定方法	社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### ( その他の注記 )

#### 元本の移動及び期末元本額の内訳

2020年 3月 7日現在	
期首	2019年 6月26日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	1,010,704,431円
同期中における追加設定元本額	550,665,368円
同期中における一部解約元本額	161,336,434円
期末元本額	1,400,033,365円
期末元本額の内訳 *	
NEXT FUNDS ブルームバーグ・バークレイズ米国投資適格社債(1 - 10年)インデックス(為替ヘッジあり)連動型上場投信	157,623,444円
米国投資適格社債1 - 10年インデックス・為替ヘッジ型F(適格機関投資家専用)	1,242,409,921円

\* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

### 附属明細表

#### 第1 有価証券明細表

##### (1) 株式(2020年3月7日現在)

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券(2020年3月7日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	米ドル	3M COMPANY	50,000.00	51,205.14	
		ABBOTT LABORATORIES	29,000.00	33,207.67	
		ABBVIE INC	50,000.00	52,119.76	
		ABBVIE INC	50,000.00	53,211.17	
		ABBVIE INC	30,000.00	34,935.57	
		ACTAVIS FUNDING SCS	50,000.00	54,911.01	
		AETNA INC	20,000.00	20,815.50	
		AIR LEASE CORP	20,000.00	22,976.50	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE E	30,000.00	33,437.65	
		ALPHABET INC	20,000.00	21,833.73	
		ALTRIA GROUP INC	50,000.00	54,489.32	
		AMAZON.COM INC	30,000.00	33,385.45	
		AMERICAN EXPRESS CO	100,000.00	107,630.39	
		AMERICAN HONDA FINANCE	50,000.00	51,439.50	
		AMERICAN INTL GROUP	40,000.00	40,674.63	
		AMERICAN INTL GROUP	20,000.00	22,184.90	
		AMERICAN TOWER CORP	50,000.00	56,588.47	
		AMERICAN WATER CAPITAL	30,000.00	32,052.96	
		AMERIPRISE FINANCIAL INC	20,000.00	21,591.66	
		AMGEN INC	50,000.00	51,890.21	
		ANALOG DEVICES INC	20,000.00	22,126.93	
		ANHEUSER-BUSCH INBEV WOR	50,000.00	60,118.46	
		AON CORP	50,000.00	51,279.43	
		APPLE INC	60,000.00	62,514.29	
		APPLE INC	70,000.00	77,129.08	
		APPLIED MATERIALS INC	20,000.00	22,188.40	
		ARCELORMITTAL	50,000.00	52,320.71	
		ARES CAPITAL CORP	20,000.00	20,426.15	
		ASTRAZENECA PLC	50,000.00	53,694.89	
		AT&T	50,000.00	54,699.82	
		AT&T INC	70,000.00	75,604.45	

AUTOZONE INC	30,000.00	34,084.53
AVALONBAY COMMUNITIES	30,000.00	33,001.86
AXA EQUITABLE HOLDINGS I	20,000.00	22,735.16
BAKER HUGHES LLC/CO-OBL	30,000.00	31,251.72
BANCO SANTANDER SA	200,000.00	208,542.46
BANK OF AMERICA CORP	100,000.00	107,315.20
BANK OF AMERICA CORP	70,000.00	78,161.56
BANK OF AMERICA CORP	50,000.00	57,118.98
BANK OF AMERICA CORP	30,000.00	33,807.81
BANK OF AMERICA CORP	50,000.00	57,450.60
BANK OF MONTREAL	20,000.00	22,053.30
BANK OF NOVA SCOTIA	30,000.00	34,209.63
BANK OF NY MELLON CORP	60,000.00	66,773.14
BARCLAYS PLC	200,000.00	211,824.76
BAT CAPITAL CORP	30,000.00	31,769.68
BAT CAPITAL CORP	30,000.00	31,959.00
BB&T CORPORATION	50,000.00	57,477.42
TECTON DICKINSON AND CO	33,000.00	36,927.72
BERKSHIRE HATHAWAY ENERG	50,000.00	54,619.48
BERKSHIRE HATHAWAY INC	50,000.00	54,942.24
BLACKROCK INC	20,000.00	22,320.78
BNP PARIBAS	50,000.00	52,907.61
BOEING CO	50,000.00	51,630.67
BOSTON PROPERTIES LP	50,000.00	53,317.89
BOSTON SCIENTIFIC CORP	30,000.00	33,461.58
BP CAP MARKETS AMERICA	30,000.00	32,977.72
BP CAPITAL MARKETS PLC	80,000.00	87,591.29
BRISTOL MYERS SQUIBB	50,000.00	56,108.01
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	90,000.00	96,226.60
BRIXMOR OPERATING PART	20,000.00	21,612.57
BROADCOM CRP / CAYMN FI	50,000.00	51,309.91
BROADCOM INC	50,000.00	54,836.42
BROOKFIELD FINANCE LLC	20,000.00	21,802.37
BURLINGTN NORTH SANTA FE	30,000.00	33,576.09
CANADIAN NATL RAILWAY	20,000.00	20,554.11

CANADIAN NATL RESOURCES	50,000.00	51,900.63
CAPITAL ONE FINANCIAL CO	70,000.00	72,155.72
CAPITAL ONE FINANCIAL CO	30,000.00	32,520.05
CARDINAL HEALTH INC	20,000.00	21,600.07
CATERPILLAR FINL SERVICE	50,000.00	53,052.67
CATERPILLAR INC	50,000.00	51,655.48
CBS CORP	30,000.00	33,071.84
CENTERPOINT ENERGY RES	30,000.00	34,886.24
CHARLES SCHWAB CORP	30,000.00	32,447.70
CHARTER COMM OPT LLC/CAP	50,000.00	56,594.36
CHENIERE CORP CHRISTI HD	30,000.00	30,520.33
CHEVRON CORP	60,000.00	63,584.61
CHUBB INA HOLDINGS INC	20,000.00	21,797.50
CIGNA	30,000.00	32,411.95
CIGNA CORP	40,000.00	46,440.09
CINTAS CORPORATION NO.2	20,000.00	22,656.82
CISCO SYSTEMS INC	30,000.00	32,083.35
CITIGROUP INC	50,000.00	51,291.51
CITIGROUP INC	70,000.00	75,552.44
CITIGROUP INC	50,000.00	57,250.12
CITIGROUP INC	70,000.00	76,045.64
CITIGROUP INC	60,000.00	63,903.93
CITIGROUP INC	50,000.00	52,242.10
COCA-COLA CO/THE	30,000.00	32,861.57
COMCAST CORP	100,000.00	109,638.46
COMCAST CORP	50,000.00	55,014.06
CONAGRA BRANDS INC	20,000.00	23,555.19
CONSTELLATION BRANDS INC	40,000.00	45,710.31
CONTINENTAL AIRLINES INC	12,944.18	13,694.90
CONTINENTAL RESOURCES	30,000.00	29,372.59
COOPERATIEVE RABOBANK UA	100,000.00	100,870.00
COSTCO WHOLESALE CORP	20,000.00	20,534.47
CROWN CASTLE INTL CORP	30,000.00	34,881.91
CSX CORP	50,000.00	56,727.68
CVS HEALTH CORP	32,000.00	32,648.64

CVS HEALTH CORP	50,000.00	53,244.88
CVS HEALTH CORP	50,000.00	52,218.58
CVS HEALTH CORP	50,000.00	54,739.52
DELL INT LLC/EMC CORP	50,000.00	53,991.83
DELTA AIR LINES INC	20,000.00	20,421.38
DEUTSCHE BANK AG	50,000.00	53,327.85
DIAMOND 1 FIN/DIAMOND 2	50,000.00	51,702.61
DIGITAL REALTY TRUST LP	20,000.00	20,744.73
DISCOVER FINANCIAL SVS	50,000.00	52,017.32
DISCOVER FINANCIAL SVS	30,000.00	33,852.93
DOLLAR TREE INC	30,000.00	33,983.78
DOMINION ENERGY INC	50,000.00	51,324.06
DOW CHEMICAL CO/THE	20,000.00	23,698.53
DOW CHEMICAL COMPANY	20,000.00	20,911.79
DOWDUPONT INC	20,000.00	22,859.80
DTE ENERGY CO	20,000.00	20,802.45
DUKE ENERGY CORP	50,000.00	55,524.87
DUKE ENERGY OHIO INC	20,000.00	21,663.06
EBAY INC	50,000.00	51,240.87
ELI LILLY & CO	30,000.00	34,004.86
EMBRAER NETHERLANDS FINA	20,000.00	22,707.15
ENBRIDGE INC	50,000.00	51,583.45
ENERGY TRANSFER	100,000.00	106,042.64
ENERGY TRANSFER PARTNERS	50,000.00	52,720.40
ENTERPRISE PRODUCTS OPER	50,000.00	52,592.11
EQUINIX INC	50,000.00	51,595.75
ERP OPERATING LP	30,000.00	32,893.50
EVERSOURCE ENERGY	40,000.00	43,235.98
EXPEDIA INC	20,000.00	20,595.02
EXXON MOBIL CORPORATION	20,000.00	21,795.18
EXXON MOBIL CORPORATION	30,000.00	31,794.14
FEDEX CORP	20,000.00	21,446.25
FIBRIA OVERSEAS FINANCE	20,000.00	21,841.90
FIDELITY NATIONAL INFORM	30,000.00	35,017.82
FIFTH THIRD BANCORP	50,000.00	54,691.68

FIRSTENERGY CORP	30,000.00	33,691.28	
FISERV INC	30,000.00	33,011.22	
FISERV INC	30,000.00	32,467.11	
FORD MOTOR COMPANY	50,000.00	50,423.76	
FOX CORP	50,000.00	54,718.21	
GATX CORP	20,000.00	21,852.84	
GENERAL DYNAMICS CORP	20,000.00	20,956.59	
GENERAL ELECTRIC COMPANY	50,000.00	51,493.96	
GENERAL MILLS INC	30,000.00	35,145.36	
GENERAL MOTORS FINL CO	60,000.00	62,349.86	
GENERAL MOTORS FINL CO	50,000.00	54,108.20	
GILEAD SCIENCES INC	50,000.00	55,816.86	
GLAXOSMITHKLINE CAPITAL	70,000.00	74,962.31	
GLP CAPITAL LP / FIN II	30,000.00	34,785.67	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	100,000.00	108,022.89	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	100,000.00	111,207.99	
HALLIBURTON CO	30,000.00	31,886.19	
HARRIS CORP	50,000.00	53,822.25	
HCA INC	30,000.00	33,642.31	
HCP INC	30,000.00	32,593.31	
HOME DEPOT INC	50,000.00	54,894.23	
HONEYWELL INTERNATIONAL	20,000.00	20,274.05	
HOSPITALITY PROP TRUST	20,000.00	21,181.41	
HP ENTERPRISE CO	30,000.00	30,583.47	
HP INC	20,000.00	20,677.86	
HSBC HOLDINGS PLC	150,000.00	157,738.89	
HSBC USA INC	100,000.00	108,988.50	
IBM CORP	100,000.00	107,064.35	
IHS MARKIT LTD	30,000.00	31,994.47	
ILLINOIS TOOL WORKS INC	20,000.00	21,593.49	
INTEL CORP	40,000.00	42,682.24	
INTERCONTINENTALEXCHANGE	30,000.00	34,049.10	
INTERNATIONAL PAPER CO	50,000.00	53,603.01	
INTL LEASE FINANCE CORP	100,000.00	109,014.67	
JEFFERIES GRP LLC / CAP	30,000.00	32,837.42	

JOHN DEERE CAPITAL CORP	50,000.00	57,160.76
JP MORGAN CHASE & CO	40,000.00	46,718.73
JPMORGAN CHASE & CO	70,000.00	76,947.14
JPMORGAN CHASE & CO	50,000.00	56,354.08
JPMORGAN CHASE & CO	30,000.00	32,893.80
JPMORGAN CHASE & CO	50,000.00	52,769.05
KEURIG DR PEPPER INC	30,000.00	34,895.93
KEYCORP	30,000.00	34,031.43
KINDER MORGAN ENER PART	50,000.00	52,498.73
KROGER CO	50,000.00	52,101.21
LABORATORY CORP OF AMER	40,000.00	42,764.43
LAM RESEARCH CORP	30,000.00	33,435.49
LAS VEGAS SANDS CORP	30,000.00	31,351.52
LLOYDS BANK PLC	200,000.00	204,898.38
LOWE'S COS INC	30,000.00	32,453.07
MARRIOTT INTERNATIONAL	20,000.00	21,680.66
MARSH & MCLENNAN COS INC	30,000.00	35,557.19
MASTERCARD INC	20,000.00	20,341.48
MCDONALD'S CORP	50,000.00	51,395.06
MEDTRONIC INC	23,000.00	25,414.75
MERCK & CO INC	50,000.00	52,847.18
METLIFE INC	20,000.00	21,479.54
MICRON TECHNOLOGY INC	30,000.00	32,585.90
MICROSOFT CORP	50,000.00	50,462.21
MICROSOFT CORP	50,000.00	56,318.68
MID-AMERICA APARTMENTS	30,000.00	33,400.88
MITSUBISHI UFJ FIN GRP	50,000.00	51,735.63
MITSUBISHI UFJ FIN GRP	50,000.00	53,417.84
MITSUBISHI UFJ FIN GRP	30,000.00	34,176.99
MORGAN STANLEY	100,000.00	101,424.55
MORGAN STANLEY	100,000.00	110,706.92
MORGAN STANLEY	30,000.00	33,312.25
MOSAIC CO	20,000.00	20,844.77
MOTOROLA SOLUTIONS INC	20,000.00	22,770.02
MPLX LP 144A	50,000.00	53,988.70

NASDAQ INC	20,000.00	22,250.82
NATIONAL RURAL UTIL COOP	30,000.00	30,813.01
NEWMONT GOLD	20,000.00	20,650.20
NEXTERA ENERGY CAPITAL	50,000.00	52,053.38
NISOURCE INC	20,000.00	20,652.99
NORDSTROM INC	20,000.00	24,421.68
NORFOLK SOUTHERN CORP	30,000.00	31,429.41
NORTHERN TRUST CORP	30,000.00	32,284.89
NORTHROP GRUMMAN CORP	40,000.00	41,458.85
NOVARTIS CAPITAL CORP	50,000.00	54,740.53
NUTRIEN LTD	30,000.00	32,204.26
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	30,000.00	34,772.29
OCCIDENTAL PETROLEUM	40,000.00	41,178.61
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	30,000.00	30,052.19
OMEGA HLTHCARE INVESTORS	20,000.00	22,632.29
OMNICOM GROUP INC	40,000.00	44,287.82
ONCOR ELECTRIC DELIVERY	50,000.00	53,056.05
ONEOK INC	50,000.00	51,682.51
ORACLE CORP	100,000.00	101,263.84
ORACLE CORP	50,000.00	53,649.28
PACIFICORP	20,000.00	22,974.08
PARKER-HANNIFIN CORP	30,000.00	33,019.06
PAYPAL HOLDINGS INC	30,000.00	31,761.75
PEPSICO INC	50,000.00	52,741.16
PFIZER INC	50,000.00	54,510.19
PHILIP MORRIS INTL INC	50,000.00	54,060.09
PIEDMONT NATURAL GAS CO	20,000.00	22,746.23
PLAINS ALL AMER PIPELINE	50,000.00	52,766.93
PNC FINANCIAL SERVICES	70,000.00	76,608.13
PNC FINANCIAL SERVICES	30,000.00	33,575.08
PPL CAPITAL FUNDING INC	20,000.00	21,554.46
PRAAXAIR INC	20,000.00	21,923.14
PROCTER & GAMBLE CO/THE	50,000.00	51,434.95
PROGRESSIVE CORP	20,000.00	23,666.00
PROLOGIS LP	30,000.00	33,073.92

PRUDENTIAL FINANCIAL INC	50,000.00	52,897.50
PUBLIC SERVICE ELECTRIC	20,000.00	23,200.39
QUALCOMM INC	40,000.00	41,520.76
RAYTHEON COMPANY	20,000.00	21,768.18
REALTY INCOME CORP	20,000.00	22,521.87
REPUBLIC SERVICES INC	20,000.00	20,950.18
ROCKWELL COLLINS INC	20,000.00	21,432.41
ROPER TECHNOLOGIES INC	30,000.00	32,255.46
ROYAL BANK OF CANADA	50,000.00	54,048.35
ROYAL BK OF SCOT GRP PLC	50,000.00	56,465.14
ROYAL BK SCOTLND GRP PLC	50,000.00	55,055.12
SABINE PASS LIQUEFACTION	30,000.00	33,388.71
SALESFORCE.COM INC	30,000.00	31,828.48
SANTANDER HOLDINGS USA	50,000.00	52,866.65
SEAGATE HDD CAYMAN	18,000.00	18,600.59
SHELL INTERNATIONAL FIN	60,000.00	65,402.52
SHERWIN-WILLIAMS CO	50,000.00	52,112.90
SHIRE ACQ INV IRELAND DA	50,000.00	54,432.67
SIMON PROPERTY GROUP LP	50,000.00	54,149.55
SOUTHERN CAL EDISON	30,000.00	34,814.27
SOUTHERN CALIF GAS CO	20,000.00	21,854.53
SOUTHERN CO	50,000.00	54,342.83
STARBUCKS CORP	20,000.00	21,109.74
STATE STREET CORP	60,000.00	61,756.45
STATE STREET CORP	40,000.00	41,573.51
SUMITOMO MITSUI FINL GRP	100,000.00	102,837.46
SUMITOMO MITSUI FINL GRP	50,000.00	55,195.32
SUNTRUST BANK	20,000.00	21,002.01
SYNCHRONY FINANCIAL	20,000.00	21,734.77
SYSCO CORPORATION	30,000.00	32,869.18
TARGET CORP	30,000.00	34,038.44
TD AMERITRADE HOLDING CO	20,000.00	21,860.76
THERMO FISHER SCIENTIFIC	30,000.00	32,343.71
TORONTO-DOMINION BANK	20,000.00	20,556.11
TORONTO-DOMINION BANK	50,000.00	53,705.39

TOTAL CAPITAL INTL SA	50,000.00	52,174.01
TOTAL SYSTEM SERVICES IN	30,000.00	32,202.26
TOYOTA MOTOR CREDIT CORP	60,000.00	61,844.83
TRANSCANADA PIPELINES	30,000.00	34,345.44
TRUIST FIN CORP	60,000.00	61,749.45
TYSON FOODS INC	30,000.00	35,862.85
UNILEVER CAPITAL CORP	100,000.00	102,501.41
UNION PACIFIC CORP	20,000.00	21,264.02
UNION PACIFIC CORP	30,000.00	34,315.02
UNITED PARCEL SERVICE	50,000.00	52,091.27
UNITED TECHNOLOGIES CORP	50,000.00	54,898.52
UNITEDHEALTH GROUP INC	50,000.00	56,034.20
US BANCORP	100,000.00	103,694.15
US BANCORP	40,000.00	41,902.54
VALERO ENERGY PARTNERS	30,000.00	33,905.25
VENTAS REALTY LP/CAP CRP	30,000.00	32,277.84
VEREIT OPERATING PARTNER	30,000.00	34,051.78
VERISK ANALYTICS INC	30,000.00	34,914.57
VERIZON COMM INC	30,000.00	35,402.83
VERIZON COMMUNICATIONS	60,000.00	69,575.01
VIRGINIA ELEC & POWER CO	50,000.00	54,597.13
VISA INC	50,000.00	54,957.53
VMWARE INC	20,000.00	20,709.73
VODAFONE GROUP PLC	50,000.00	56,102.51
WABTEC	30,000.00	34,546.88
WALGREENS BOOTS ALLIANCE	30,000.00	30,905.14
WALMART INC	50,000.00	53,477.42
WALT DISNEY COMPANY/THE	40,000.00	43,878.99
WASTE MANAGEMENT INC	30,000.00	31,030.53
WELLPOINT INC	50,000.00	52,699.88
WELLS FARGO & COMPANY	100,000.00	110,223.68
WELLS FARGO & COMPANY	40,000.00	42,449.39
WELLTOWER INC	50,000.00	55,616.63
WESTERN MIDSTREAM OPERAT	30,000.00	30,078.20
WESTPAC BANKING CORP	50,000.00	51,324.04

	WESTPAC BANKING CORP	50,000.00	55,607.72	
	WILLIAMS PARTNERS LP	50,000.00	54,145.77	
	WILLIS NORTH AMERICA INC	30,000.00	31,517.11	
	WRKCO INC	30,000.00	33,447.17	
小計	銘柄数：315 組入時価比率：97.2%	13,547,944.18	14,602,982.23 (1,551,566,861) 100.0%	
合計			1,551,566,861 (1,551,566,861)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

NEXT FUNDS ブルームバーグ・パークレイズ米国投資適格社債（1 - 10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信

2020年3月31日現在

資産総額	419,801,605円
負債総額	220,359,609円
純資産総額（ - ）	199,441,996円
発行済口数	210,000口
1口当たり純資産額（ / ）	949.72円

（参考）米国投資適格社債1 - 10年インデックススマザーファンド

2020年3月31日現在

資産総額	1,580,715,747円
負債総額	70,000,132円
純資産総額（ - ）	1,510,715,615円
発行済口数	1,387,664,791口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0887円

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するも

のとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### (5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額

2020年4月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2)会社の機構

###### (a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けてあります。各機関の権限は以下のとおりです。

###### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

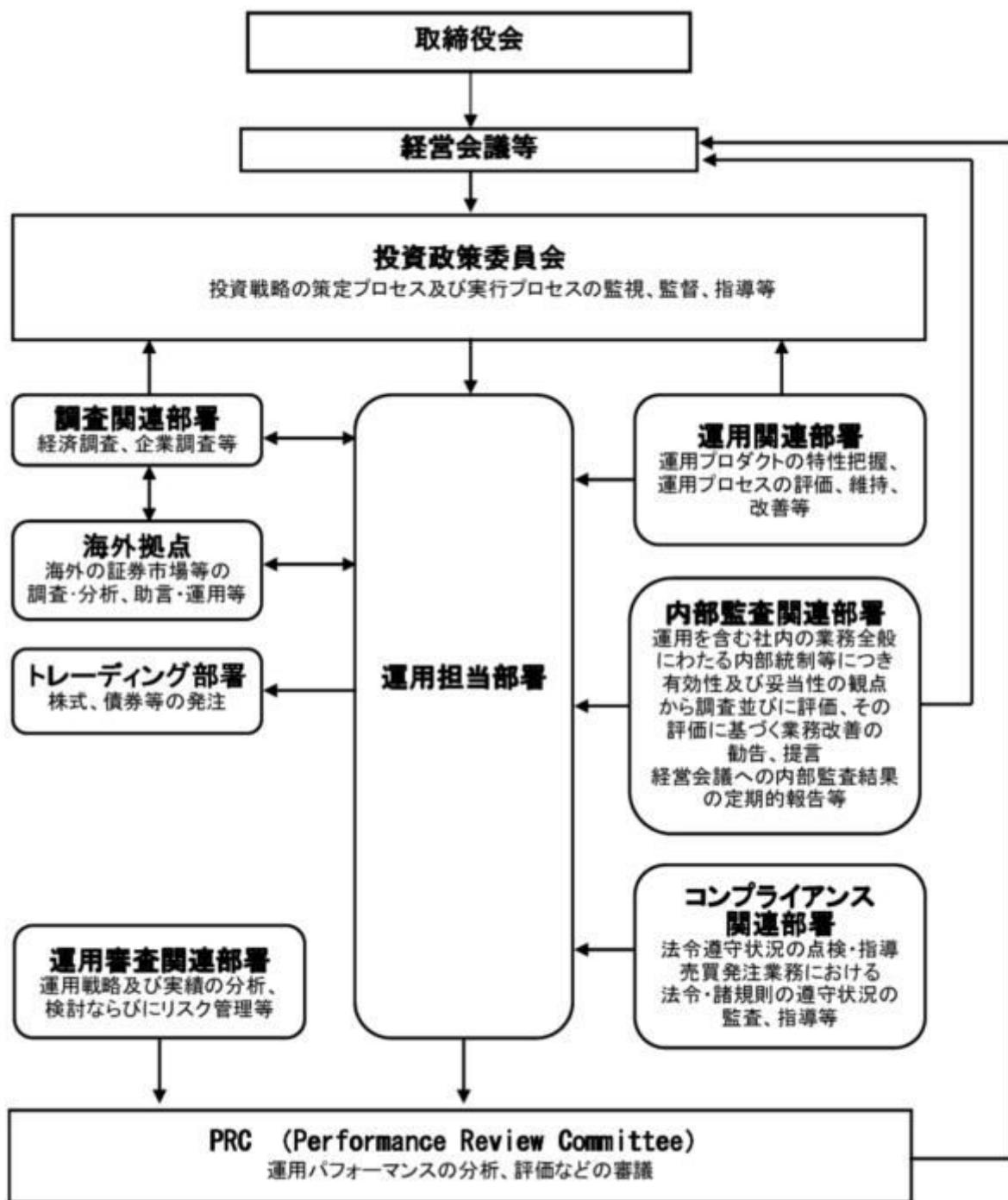
###### 代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

###### 監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

## (b)投資信託の運用体制



## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2020年3月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	1,012	26,107,360
単位型株式投資信託	178	816,726
追加型公社債投資信託	14	5,451,259
単位型公社債投資信託	453	1,632,839
合計	1,657	34,008,185

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

#### (1) 【貸借対照表】

区分	注記番号	前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金		919		1,562	
金銭の信託		47,936		45,493	
有価証券		22,600		19,900	
前払金		0		-	
前払費用		26		27	
未収入金		464		500	
未収委託者報酬		24,059		25,246	
未収運用受託報酬		6,764		5,933	
その他		181		269	
貸倒引当金		15		15	
流動資産計		102,937		98,917	
固定資産					

有形固定資産		874		714
建物	2	348	320	
器具備品	2	525	393	
無形固定資産		7,157		6,438
ソフトウェア		7,156	6,437	
その他		0	0	
投資その他の資産		13,825		18,608
投資有価証券		1,184	1,562	
関係会社株式		9,033	12,631	
従業員長期貸付金		36	-	
長期差入保証金		54	235	
長期前払費用		36	22	
前払年金費用		2,350	2,001	
繰延税金資産		3,074	2,694	
その他		168	168	
貸倒引当金		0	-	
投資損失引当金		-	707	
固定資産計		23,969		25,761
資産合計		126,906		124,679

区分	注記 番号	前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金		133		145	
未払金	1	17,853		16,709	
未払収益分配金		1	0		
未払償還金		31	25		
未払手数料		7,884	7,724		
関係会社未払金		7,930	7,422		
その他未払金		2,005	1,535		
未払費用	1	12,441		11,704	
未払法人税等		2,241		1,560	
前受収益		33		29	
賞与引当金		4,626		3,792	
流動負債計		37,329		33,942	
固定負債					
退職給付引当金		2,938		3,219	
時効後支払損引当金		548		558	
固定負債計		3,486		3,777	
負債合計		40,816		37,720	
(純資産の部)					
株主資本		86,078		86,924	
資本金		17,180		17,180	
資本剰余金		13,729		13,729	
資本準備金		11,729	11,729		
その他資本剰余金		2,000	2,000		
利益剰余金		55,168		56,014	
利益準備金		685	685		

その他利益剰余金		54,483		55,329	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		29,876		30,723	
評価・換算差額等		11		33	
その他有価証券評価差額金		11		33	
純資産合計		86,090		86,958	
負債・純資産合計		126,906		124,679	

## (2)【損益計算書】

区分	注記番号	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
		金額(百万円)	金額(百万円)	
営業収益				
委託者報酬		115,907		119,196
運用受託報酬		26,200		21,440
その他営業収益		338		355
営業収益計		142,447		140,992
営業費用				
支払手数料		45,252		42,675
広告宣伝費		1,079		1,210
公告費		0		0
調査費		30,516		30,082
調査費		5,830	5,998	
委託調査費		24,685	24,083	
委託計算費		1,376		1,311
営業雑経費		5,464		5,435
通信費		125	92	
印刷費		966	970	
協会費		79	86	
諸経費		4,293	4,286	
営業費用計		83,689		80,715
一般管理費				
給料		11,716		11,113
役員報酬		425	379	
給料・手当		6,856	7,067	
賞与		4,433	3,666	
交際費		132		107
旅費交通費		482		514
租税公課		1,107		1,048
不動産賃借料		1,221		1,223
退職給付費用		1,110		1,474
固定資産減価償却費		2,706		2,835
諸経費		9,131		10,115
一般管理費計		27,609		28,433
営業利益		31,148		31,843

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)			当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		
区分	注記番号	金額(百万円)			金額(百万円)		
営業外収益							
受取配当金	1	4,031			6,538		
受取利息		4			0		
その他		362			424		
営業外収益計			4,398			6,964	
営業外費用							
支払利息		2			1		
金銭の信託運用損		312			489		
時効後支払損引当金繰入額		13			43		
為替差損		46			34		
その他		31			17		
営業外費用計			405			585	
経常利益			35,141			38,222	
特別利益							
投資有価証券等売却益		20			20		
関係会社清算益	3	-			29		
株式報酬受入益		75			85		
特別利益計			95			135	
特別損失							
投資有価証券等評価損		2			938		
関係会社株式評価損		-			161		
固定資産除却損	2	58			310		
投資損失引当金繰入額		-			707		
特別損失計			60			2,118	
税引前当期純利益			35,176			36,239	
法人税、住民税及び事業税			10,775			10,196	
法人税等調整額			439			370	
当期純利益			24,840			25,672	

## (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越積立金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837	

当期変動額									
剩余金の配当							25,598	25,598	25,598
当期純利益							24,840	24,840	24,840
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	758	758	758
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	41	41	86,878
当期変動額			
剩余金の配当			25,598
当期純利益			24,840
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	29	29	29
当期変動額合計	29	29	788
当期末残高	11	11	86,090

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利 益 剩 余 金 合 計	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	その 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剩余金の配当							24,826	24,826	24,826
当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

### [重要な会計方針]

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券            時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法            (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)            時価のないもの … 移動平均法による原価法</p>								
2 . 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法								
3 . 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産            定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。            主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産            定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
4 . 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金            一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金            賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p>								

	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法</p> <p>確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。</p> <p>退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p>
5. 消費税等の会計処理方法	<p>(4) 時効後支払損引当金</p> <p>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
6. 連結納税制度の適用	<p>(5) 投資損失引当金</p> <p>子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。</p> <p>連結納税制度を適用しております。</p>

### [ 未適用の会計基準等 ]

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

#### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

#### (2) 適用予定期

2022年3月期の期首より適用予定期であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

### [ 表示方法の変更に関する注記 ]

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期

首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,111百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,074百万円に含めて表示しております。

#### [注記事項]

##### 貸借対照表関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,781百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,434百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 708百万円 器具備品 3,491 合計 4,200	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 736百万円 器具備品 3,106 合計 3,842

##### 損益計算書関係

前事業年度 (自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,026百万円 支払利息 2	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1
2. 固定資産除却損 建物 4百万円 器具備品 0 ソフ　ト　ウ　エ 53 合計 58	2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 3 ソフ　ト　ウ　エ 307 合計 310

3. 関係会社清算益  
関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう清算配当です。

##### 株主資本等変動計算書関係

##### 前事業年度(自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日)

##### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

##### 2. 剰余金の配当に関する事項

( 1 ) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	4,970円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

( 2 ) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

当事業年度(自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

( 1 ) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

( 2 ) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

金融商品関係

前事業年度（自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っています。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っています。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	919	919	-
(2)金銭の信託	47,936	47,936	-
(3)未収委託者報酬	24,059	24,059	-
(4)未収運用受託報酬	6,764	6,764	-
(5)有価証券及び投資有価証券	22,600	22,600	-

その他有価証券	22,600	22,600	-
資産計	102,279	102,279	-
(6)未払金	17,853	17,853	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	7,884	7,884	-
関係会社未払金	7,930	7,930	-
その他未払金	2,005	2,005	-
(7)未払費用	12,441	12,441	-
(8)未払法人税等	2,241	2,241	-
負債計	32,536	32,536	-

#### 注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

##### (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (5) 有価証券及び投資有価証券

###### その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

##### (6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,184百万円、関係会社株式9,033百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## 注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	919	-	-	-
金銭の信託	47,936	-	-	-
未収委託者報酬	24,059	-	-	-
未収運用受託報酬	6,764	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	22,600	-	-	-
合計	102,279	-	-	-

当事業年度（自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約

に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

### 注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されています。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

#### (5) 有価証券及び投資有価証券

##### その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

#### (6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

#### 有価証券関係

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

##### 1. 売買目的有価証券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

##### 2. 満期保有目的の債券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2018年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2018年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
譲渡性預金	22,600	22,600	-
小計	22,600	22,600	-
合計	22,600	22,600	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			

譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

## 5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

## 退職給付関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1,415
退職給付の支払額	660
その他	0
退職給付債務の期末残高	21,398
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	518
年金資産の期末残高	17,373
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,163百万円
年金資産	17,373
	790
非積立型制度の退職給付債務	3,235
未積立退職給付債務	4,025
未認識数理計算上の差異	3,768
未認識過去勤務費用	331
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
退職給付引当金	2,938
前払年金費用	2,350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	929 百万円
利息費用	167
期待運用収益	414
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	40
<b>確定給付制度に係る退職給付費用</b>	<b>887</b>

## (5) 年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
<b>合計</b>	<b>100%</b>

## 長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用收益率	2.5%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

## 当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
<b>退職給付債務の期末残高</b>	<b>23,551</b>

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	579
<b>年金資産の期末残高</b>	<b>17,469</b>

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	17,469
	2,712
<u>非積立型制度の退職給付債務</u>	<u>3,369</u>
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	5,084
未認識過去勤務費用	220
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,218</u>
退職給付引当金	3,219
前払年金費用	2,001
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,218</u>

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	38
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>1,255</u>

## (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
<u>合計</u>	<u>100%</u>

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.4%
長期期待運用收益率	2.5%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

## 税効果会計関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の中訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,434	賞与引当金	1,175
退職給付引当金	910	退職給付引当金	998
投資有価証券評価減	417	投資有価証券評価減	708
未払事業税	409	未払事業税	288
投資損失引当金	-	投資損失引当金	219
ゴルフ会員権評価減	207	ゴルフ会員権評価減	192
時効後支払損引当金	169	時効後支払損引当金	172
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171
子会社株式売却損	148	子会社株式売却損	148
未払社会保険料	107	未払社会保険料	82
その他	566	その他	466
繰延税金資産小計	4,543	繰延税金資産小計	4,625
評価性引当額	735	評価性引当額	1,295
繰延税金資産合計	3,808	繰延税金資産合計	3,329
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5	その他有価証券評価差額金	15
前払年金費用	728	前払年金費用	620
繰延税金負債合計	733	繰延税金負債合計	635
繰延税金資産の純額	3,074	繰延税金資産の純額	2,694
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.6%
タックスヘイブン税制	1.8%	タックスヘイブン税制	2.6%
外国税額控除	0.2%	外国税額控除	0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%
その他	0.4%	その他	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%

## セグメント情報等

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

#### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

##### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

#### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

##### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

##### (2) 地域ごとの情報

###### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

###### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 関連当事者情報

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

#### 1. 関連当事者との取引

##### (ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492(百万円)	持株会社	(被所有)直接100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	2	未払費用	-

(イ) 子会社等  
該当はありません。

## (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	37,482	未払手数料	6,691

## (工) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(\*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス株(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492(百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1) 資金の返済 借入金利息の支払	3,000 3,000 1	短期借入金 未払費用	-

## (イ) 子会社等

該当はありません。

## (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	34,646	未払手数料	6,410

## (工) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(\*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス株(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

## 1 株当たり情報

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1 株当たり純資産額	16,714円33銭	1 株当たり純資産額	16,882円89銭
1 株当たり当期純利益	4,822円68銭	1 株当たり当期純利益	4,984円30銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 普通株式に係る当期純利益 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数	24,840百万円 24,840百万円 5,150,693株	1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 普通株式に係る当期純利益 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数	25,672百万円 25,672百万円 5,150,693株

## 中間財務諸表

## 中間貸借対照表

2019年9月30日現在		
区分	注記番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		2,212
金銭の信託		42,268
有価証券		5,800
未収委託者報酬		25,161
未収運用受託報酬		4,788
その他		957
貸倒引当金		15
流動資産計		81,173
固定資産		
有形固定資産	1	679
無形固定資産		5,940
ソフトウェア		5,939
その他		0
投資その他の資産		17,485
投資有価証券		1,362
関係会社株式		12,869
前払年金費用		1,736
繰延税金資産		2,096
その他		420
投資損失引当金		999
固定資産計		24,105
資産合計		105,278

2019年9月30日現在		
区分	注記番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		11,888
未払収益分配金		0
未払償還金		25
未払手数料		7,472
関係会社未払金		3,649
その他未払金	2	739
未払費用		9,291
未払法人税等		1,661
賞与引当金		2,294
その他		181
流動負債計		25,317
固定負債		
退職給付引当金		3,267
時効後支払損引当金		565
固定負債計		3,832
負債合計		29,150
(純資産の部)		
株主資本		76,122
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		45,212
利益準備金		685
その他利益剰余金		44,527
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		19,920
評価・換算差額等		6
その他有価証券評価差額金		6
純資産合計		76,128

負債・純資産合計		105,278
----------	--	---------

## 中間損益計算書

区分	注記番号	自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日
		金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		58,947
運用受託報酬		8,401
その他営業収益		158
営業収益計		67,507
営業費用		
支払手数料		20,298
調査費		13,552
その他営業費用		3,856
営業費用計		37,706
一般管理費	1	14,394
営業利益		15,406
営業外収益	2	5,561
営業外費用	3	27
経常利益		20,940
特別利益	4	44
特別損失	5	410
税引前中間純利益		20,574
法人税、住民税及び事業税		5,116
法人税等調整額		610
中間純利益		14,847

## 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本剰余金		利益剰余金		株 主
				その他利益剰余金	

	資本金	資本 準備金	その他 資本 剩余金	資本 剩 余 金 合 計	利 益 準 備 金	別途 積立金	繰 越 利 益 剩 余 金 合 計	利 益 剩 余 金 合 計	資本 合 計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924
当中間期変動額									
剩余金の配当							25,650	25,650	25,650
中間純利益							14,847	14,847	14,847
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)									
当中間期変動額 合計	-	-	-	-	-	-	10,802	10,802	10,802
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	19,920	45,212	76,122

(単位:百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当中間期変動額			
剩余金の配当			25,650
中間純利益			14,847
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	27	27	27
当中間期変動額合計	27	27	10,830
当中間期末残高	6	6	76,128

## [重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの...中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの...移動平均法による原価法
2 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法によっております。
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。  (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によってあります。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしてあります。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしてあります。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしてあります。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 投資損失引当金 子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。</p>
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
6 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

## [注記事項]

## 中間貸借対照表関係

2019年9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	3,881百万円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

## 中間損益計算書関係

自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	38百万円
無形固定資産	1,145百万円

2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	4,936百万円
金銭信託運用益	433百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
時効後支払損引当金繰入	10百万円
為替差損	6百万円
4 特別利益の内訳	
投資有価証券等売却益	1百万円
株式報酬受入益	43百万円
5 特別損失の内訳	
投資有価証券等評価損	119百万円
投資損失引当金繰入額	291百万円

## 中間株主資本等変動計算書関係

自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日				
1 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株
2 配当に関する事項				
配当金支払額 2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。				
・普通株式の配当に関する事項				
(1)配当金の総額		25,650百万円		
(2)1株当たり配当額		4,980円		
(3)基準日		2019年3月31日		
(4)効力発生日		2019年6月28日		

## 金融商品関係

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

## 金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,212	2,212	-
(2)金銭の信託	42,268	42,268	-
(3)未収委託者報酬	25,161	25,161	-
(4)未収運用受託報酬	4,788	4,788	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	5,800	5,800	-
資産計	80,231	80,231	-
(6)未払金	11,888	11,888	-

未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,472	7,472	-
関係会社未払金	3,649	3,649	
その他未払金	739	739	-
(7)未払費用	9,291	9,291	-
(8)未払法人税等	1,661	1,661	-
負債計	22,841	22,841	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によってあります。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（中間貸借対照表計上額：投資有価証券1,362百万円、関係会社株式12,869百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

有価証券関係

当中間会計期間末（2019年9月30日）

1. 満期保有目的の債券(2019年9月30日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式(2019年9月30日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券(2019年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの  譲渡性預金			-
小計	5,800	5,800	-
合計	5,800	5,800	-

セグメント情報等

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1 株当たり情報

自 2019年4月 1日  
至 2019年9月30日

1 株当たり純資産額	14,780円24銭
------------	------------

1 株当たり中間純利益	2,882円67銭
-------------	-----------

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。

2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	14,847百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	14,847百万円
期中平均株式数	5,150千株

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

#### 第2 【その他の関係法人の概況】

##### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

\* 2020年3月末現在

## (2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,500百万円	
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
B N P パリバ証券株式会社	102,025百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
三菱U F J モルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
メリルリンチ日本証券株式会社	83,140百万円	

\* 2020年3月末現在

## 2【関係業務の概要】

## (1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

## (2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに関する事務、一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

## 3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

## (1)受託者

該当事項はありません。

## (2)販売会社

該当事項はありません。

## 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年 8月 5日	有価証券届出書の訂正届出書
2019年12月18日	臨時報告書

## 独立監査人の監査報告書

2019年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井雄一郎  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津村健二郎  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年4月17日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大久保 照代
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林 弘幸
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNEXT FUNDS ブルームバーグ・パークレイズ米国投資適格社債(1-10年)インデックス(為替ヘッジあり)連動型上場投信の2019年6月26日から2020年3月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NEXT FUNDS ブルームバーグ・パークレイズ米国投資適格社債(1-10年)インデックス(為替ヘッジあり)連動型上場投信の2020年3月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2019年11月28日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井雄一郎  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津村健二郎  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監

査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。